

白浜町要綱第4号

白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白浜町長期総合計画において位置付けられた男女共同参画基本計画における性別にかかわらず人権が尊重される社会の形成と、誰もが尊重され、豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指し、白浜町におけるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、パートナーシップ・ファミリーシップ関係とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者の関係をいう。この場合において、双方又は一方に子又は親その他町長が認める者（以下「子又は親等」という。）がおり、かつ、当該子又は親等を家族とすることを双方が約したときは、当該子又は親等も含めた関係をいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たす者が行うことができる。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方が町内に住所を有し、又は3か月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方が現に婚姻をしておらず、かつ、当該宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にないこと。
- (4) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係（当該関係がパートナー同士の養子縁組によるものであって、養子縁組をする前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について町と調整を行わなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 双方又は一方が町内に住所を有していないときは、その者が町内への転入を予定していることが確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第1項の宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないときは、町職員及び宣誓をしようとする者の立会いの下で他の者に代筆させることができ

るものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望するときは、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、社会生活において日常的に当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(子又は親等に関する記載)

第6条 宣誓をしようとする者は、その双方又はいずれか一方に子又は親等がいる場合であって、受領証に当該子又は親等の記載を希望するときは、第4条第1項の宣誓書に当該子又は親等の氏名を記入し、当該子又は親等との関係性が分かる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の子又は親等が15歳以上のときは、当該子又は親等の同意を必要とする。

(本人確認)

第7条 町長は、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めることにより、宣誓書を提出した者が本人であることを確認する。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) その他、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(町内への転入の届出)

第8条 第3条第2号に規定する町内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条第1項の規定による宣誓書を提出した日から原則として3か月以内に、町内への転入を証する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を町長に提出しなければならない。

(受領証の交付)

第9条 町長は、宣誓書及び添付書類等を確認し、要件を満たしていると認めるときは、白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号の1及び様式第2号の2。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、宣誓書を提出した者が町内に転入予定であるなど町内に住所を有しない場合、町長は、転入予定者には転入予定者受付票（様式第3号）を交付するものとする。この場合において、転入予定者から前条の規定により住民票の写しの提出があったときは、転入予定者受付票と引き換えに、第1項の規定による受領証を交付するものとする。

(子又親等による記載の削除の申立て)

第10条 第6条の規定により受領証に氏名を記載された者（以下「記載された者」という。）は、満15歳に達した日以後に、町長に白浜町パートナーシップ・ファミリーシ

ップ宣誓書受領証に関する申立書（様式第4号。以下「申立書」という。）を提出することにより自身の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 前項における申立て及び本人確認については、第7条の規定を準用する。

3 町長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、当該子又は親等の氏名を削除した受領証を交付するとともに、削除する前の受領証の返還を求めるものとする。

（宣誓内容の変更）

第11条 受領証の交付を受けた者は、宣誓書の記載内容に変更があったときは、速やかに、白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第5号）に変更内容が確認できる書類及び受領証を添えて、町長に届け出なければならない。

2 前項における本人確認については、第7条の規定を準用する。

3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、必要に応じ、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

（受領証の再交付）

第12条 受領証の交付を受けた者は、受領証の紛失又は毀損等の事情により再交付を受けようとするときは、白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 前項における本人確認については、第5条の規定を準用する。

3 町長は第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、必要と認める場合には、受領証を再交付するものとする。

4 受領証の再交付を受けようとする者は、再交付前の受領証を返還しなければならない。なお、紛失等の理由により返還できない場合は、発見後速やかに返還しなければならない。

（受領証の返還）

第13条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）に受領証を添えて、町長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ関係が解消されたとき。

(2) 双方が町内に住所を有しなくなったとき。

(3) 第3条第3号及び第4号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(4) いずれか一方が死亡したとき。

(5) 前条第3項の規定により再交付を受けた者が、紛失等の理由により返還できなかった再交付前の受領証を発見したとき。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第14条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ制度に係る宣誓書受領証又はこれに準ずる書類（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている者が、白浜町内への住所の異動後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、第4条の規定による宣誓をしたものとみなして、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第8号。以下「継続申告

書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 連携自治体受領証等

(2) 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民記載事項証明書

(3) 継続申告者の双方又は一方が町内に住所を有していないときは、その者が町内への転入を予定していることが分かる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 継続申告者が通称の使用を希望するときは第5条の規定を準用し、受領証に子又や親等の記載を希望するときは第6条の規定を準用する。この場合において、「宣誓をしようとする者」とあるのは「継続申告者」と読み替えるものとする。

4 第2項において、継続申告者が本人であることの確認については、第7条の規定を準用する。

5 町長は、継続申告者から第2項の規定による書類の提出があったときは、遅滞なく転出地である連携自治体に通知するものとする。

(宣誓の無効)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣誓又は継続申告を無効とし受領証の返還を求めるものとする。

(1) 宣誓書又は継続申告書の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓者又は継続申告者が受領証を不正に使用又は改ざんしたとき。

2 宣誓者又は継続申告者は、前項の規定により返還を求められたときは、遅滞なく受領証を返還するものとする。

(遵守事項)

第16条 町長は、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者に対する十分な配慮を講じなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する